

平成 23 年度の環境審議会について

【環境審議会の役割等】

1 根拠法令

(1) 上天草市環境基本条例第 20 条により設置

(参考) 環境基本条例抜粋 ※審議会の設置

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、上天草市環境審議会（以下「審議会」という。を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 上天草市環境審議会規則で必要な事項（趣旨、組織、任期、会長等、会議、意見の聴取等、庶務、委任、附則）を規定

2 審議会の役割

市長の求め（相談）に応じ、次の事項について調査審議を行い、意見を述べる。

(1) 環境基本計画に関する事項

計画の策定、施策の点検及び評価、計画の見直しなどに関すること

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

① 環境の保全及び創造に係る各種条例の制定、改廃に関すること

② 環境の保全及び創造に係る重要な制度や各種行動計画（地球温暖化対策実行計画、廃棄物処理計画など）に関すること

③ 各施策において市長から諮問があったもの（鳥獣の保護・管理など）

【平成 23 年度審議会開催予定】

1 審議事項

(1) 市長からの諮問が予定されている事項

① 一般廃棄物の処理に関する長期計画の策定

② 地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）の改定

(2) その他

2 開催時期

平成 23 年 7 月以降を予定